古河市の ごみの 出し方

はじめに

ごみは どうして 分けるのですか？

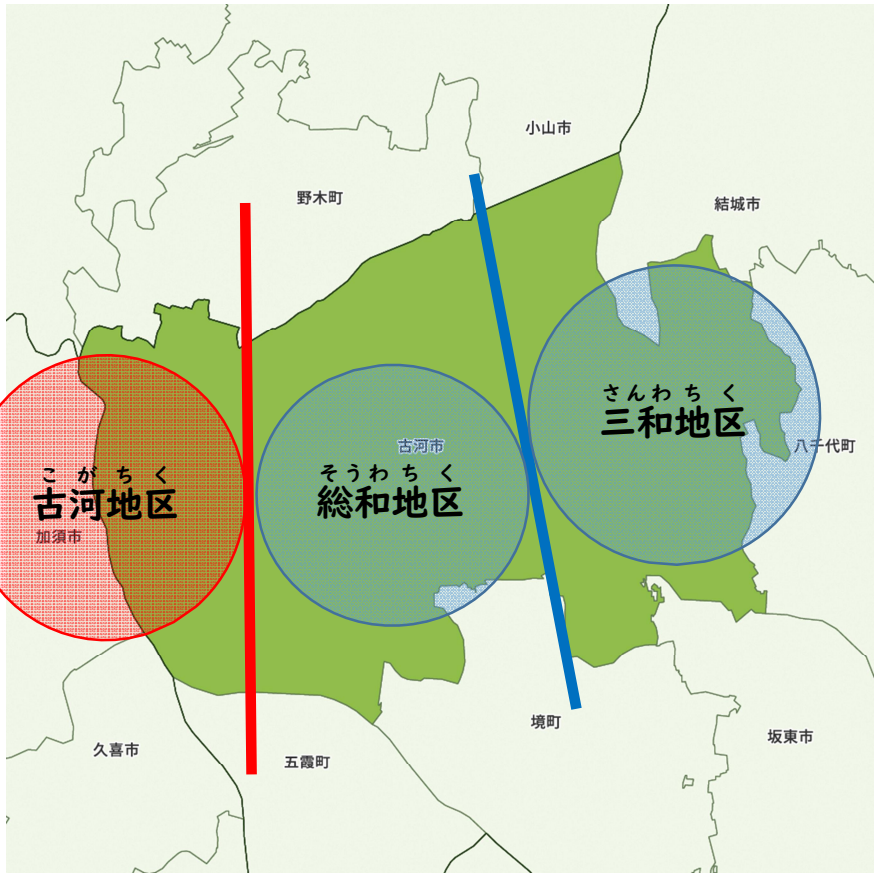
① 燃やすごみを へらすためです。

② 資源を 再利用するためです。

③ 危ないもの（電池や ライターなど）を 安全に 処理するためです。

1. ごみの分け方について

まずは 住んでいる場所を 確認してください。



古河市は

古河地区

総和地区

三和地区

の 3 つの地区に 分かれます。

理由は 昔 3 つの地区が 別の町だったからです。

古河市では 「古河地区」と 「総和地区、三和地区」で ごみの分け方が 変わります。

理由は 集めたごみを 持っていく場所が ちがうからです。

住んでいる場所が　どこの地区か　分からないときは　市役所に　電話して聞くか、

下の　一覧を　見て　確認してください。

旭　町　新久田　大手町　大山　北町　けやき平　鴻巣　古河　駒ケ崎

幸　町　坂間　桜町　三和　静町　下山町　立崎

茶屋新田　中央町　常磐町　鳥喰　中田　中田新田　錦　町

西町　長谷町　原　原町　東　東本町　平和町　本町　牧野地

松並　三杉町　緑　町　南　町　宮前町　横山町　雷電町

⇒古河地区

砂井新田　磯部　稲宮　大堤　丘里　女沼　葛生　上砂井　上大野　上辺見

北利根　久能　高野　小堤　駒羽根　下大野　下辺見　釈迦　関戸

西牛谷　東牛谷　前林　水海　柳橋

⇒総和地区

江口　大和田　尾崎　恩名　上片田　上和田　北間中橋　北山田　五部　駒込　下片田

新和田　長左エ門新田　名崎　仁連　東間中橋　東諸川　東山田　南間中橋

諸川　谷貝　山田

⇒三和地区

場所が　分かったら　次は　日にちを　調べます。

ごみを　分けても　日にちが　ちがうと　出せません。

決まった　日にちを　守って　出してください。

出せる　ごみと　日にちは　市役所で　配っている　紙や

古河市の　ホームページで　見ることが　できます。

2. ごみ集積所について

ごみを　しっかり　分けていても　ごみ集積所を　かってに　使っては　いけません。

ごみ集積所は　そこに住んでいる　人たちが　ルールを決めて　みんなで　使っています。

出す前に　ごみ集積所を　使ってもいいか　聞いてから　捨てるように　してください。

だれに　聞けばいいか　分からないときは　市役所に　電話してください。

3. ごみ袋について

ほとんどのごみは　袋に入れて　ごみ集積所に　出します。

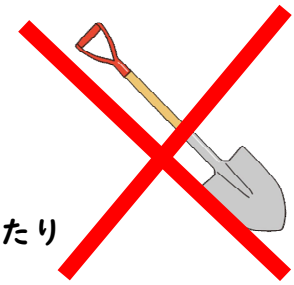
袋は　色のついていない　中が見えるものが　使えます。

大きさは　45 リットル以下のものが　使えます。

レジ袋で　ごみを出しては　いけません。

1日に出せる　ごみ袋の数は　5個までです。

4.やってはいけないこと

ごみは　かってに　燃(も)やしたり  うめたり  してはいけません。

けむりが　出(で)たり　においの　原因(げんいん)になります。



道路(どうろ)など　ごみ集積所以外(しゅうせきしょいがい)の　場所(ばしょ)に　捨(す)てては　いけません。

5.ごみのことで困(こま)ったときは

「古河市役所(こがしやくしょ)　三和庁舎(さんわちょうしゃ)　環境課(かんきょうか)」に　電話(でんわ)してください。☎0280-76-1511